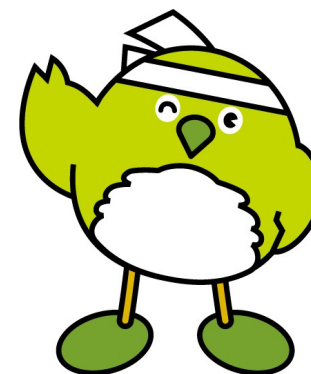


大分県の 雇用関係補助金について

大分県商工観光労働部 雇用労働室



大分県の雇用関係補助金（令和7年度）

① 物価高騰対応業務改善奨励金

事業場内最低賃金を一定額引き上げ、業務改善を行う企業に対し、奨励金を支給

② 正社員化促進支援奨励金

非正規雇用労働者の正社員化支援として、正社員化した労働者数に応じた奨励金を支給

③ 男性の育児休業取得促進助成金

男性の育休取得促進に取り組む企業に対し、取得者数に応じた助成金を支給

①

物価高騰対応 業務改善奨励金

大分県商工観光労働部 雇用労働室

業務改善助成金（厚生労働省）

令和7年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など



業務改善助成金を支給
（最大600万円）

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～令和7年6月13日	令和7年5月1日～令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日	令和7年7月1日～申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日	令和8年1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

<例：事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**

1,070円

■引上げ人数は2名とカウント

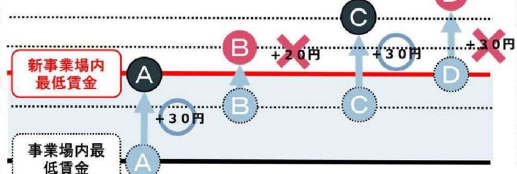
1,050円

1,040円

1,030円

1,020円

1,000円



A：引き上げ人数としてカウント
B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引き上げ人数としては、申請コースの額（30円）以上引き上げているCのみ対象。
D：既に新事業場内最低賃金以上なので、30円以上引き上げてもカウントしない。

業務改善助成金（厚生労働省）

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例> ○事業場内最低賃金が980円 →助成率4/5 ○8人の労働者を1,070円まで引上げ（90円コース） →助成上限額450万円 ○設備投資などの額は600万円	480万円 (=600万円×4/5) (設備投資費用×助成率)	>	450万円 (=助成上限額) (90円コースの助成上限額)
➡ 450万円が支給されます。			

賃金引き上げに当たっての注意点

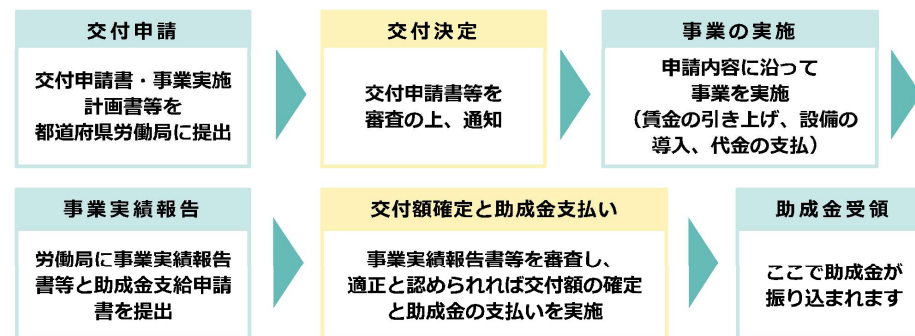
- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- ・ 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,000円→1,050円）が発効される場合



助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業場の申請は年度内1回までです。**

令和6年度からの主な変更点

- ・ 事業主単位での申請上限600万円までとなりました。
- ・ 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- ・ 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- ・ 事業完了期限が、2026（令和8）年1月31日*になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2026（令和8）年3月31日とできる場合があります。

参考ウェブサイト

厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例などを掲載しています。

最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00~17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

業務改善助成金（厚生労働省）※9月5日～拡充

9月5日から対象事業所を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

中小企業等多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の対象事業所の範囲を**拡充**します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることができます。

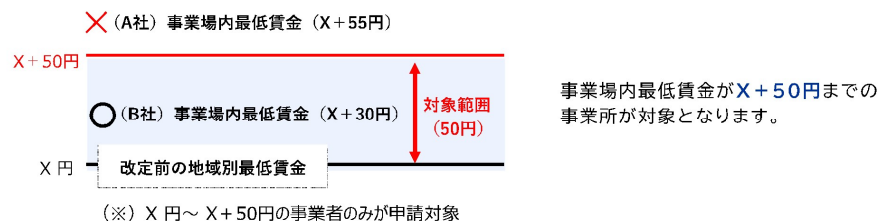
また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等が活用しやすくなるよう、特例的に、**賃金引上げ計画の事前提出についても省略**を可能とします。

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

従来

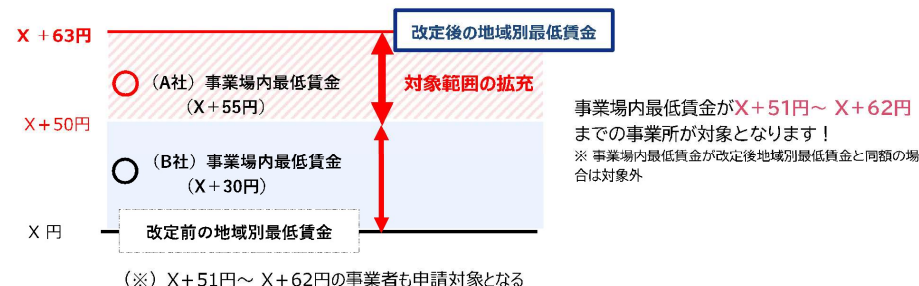
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業所が対象



拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が対象

＜例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円（引上額63円）の場合＞



② 賃金引上げ後の申請

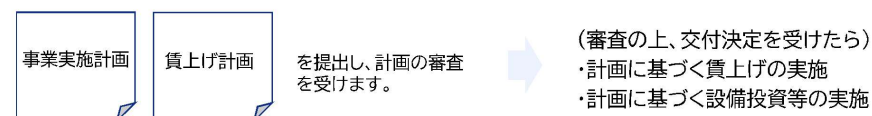
従来

賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き：申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ計画
- ・事業実施計画（設備投資等の計画）



拡充

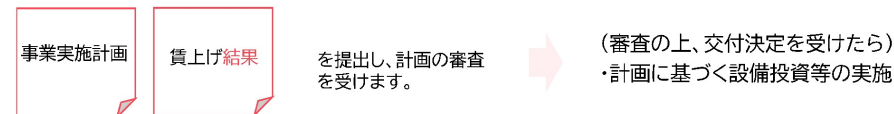
賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで(※)に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は**不要**となりました

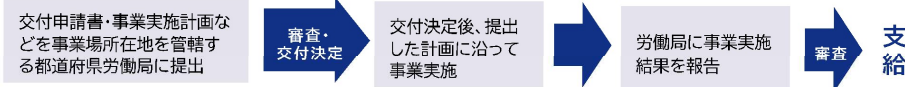
※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意ください。

必要な手続き：申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ**結果**
- ・事業実施計画（設備投資等の計画）



助成金支給までの流れ



注意事項

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- ・事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日までに勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- ・申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・申請期限は、申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・同一事業所の申請は年度内1回までです。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、
業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。
電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

業務改善奨励金（大分県）

令和 7 年度

県内事業者の皆様へのお知らせ

R7.9.24

大分県物価高騰対応業務改善奨励金

業務改善助成金（厚生労働省）に県独自の上乗せ
機器導入等による生産性向上と賃金引上げを行う中小企業等を応援！

国の業務改善助成金に上乗せして、**最大100万円**の補助が受けられます！

重点枠を適用することで、補助率・上限額を拡大することができますようになりました。
重点枠については下記【支給額】をご確認ください。

生産性向上のための設備投資や従業員の人材育成・教育訓練による業務の効率化などの取組を行い、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、国の業務改善助成金を受給した事業者に対し奨励金を支給します。また、業務改善助成金の申請に必要な事務に係る社会保険労務士等への報酬も奨励金の対象とします。

【対象者】 次の中小企業等が奨励金の対象者となります。
国の「業務改善助成金」の交付額確定を受けた事業者

令和6年4月1日から令和8年1月30日までに交付決定の通知を受け、その後交付額確定の通知を受けている中小企業・小規模事業者（個人事業者含む。）

【支給額】 次に掲げる①+②の金額を奨励金として支給します。
（①業務改善助成金上乗せ分についてはいずれか該当する枠を選択してください）

①ー1 通常枠（現行） 業務改善助成金上乗せ分

業務改善助成金（国）における対象経費支出額から助成金を除き、1/2を乗じた額と奨励金上限額（750,000円）を比較して、いずれか低い方の額を奨励金として支給します。
ただし、奨励金の額は国助成金額の範囲内に限ります。

①ー2 重点枠（新設） 業務改善助成金上乗せ分

9月24日受付開始

令和7年4月1日以降に業務改善助成金（国）の申請を行い、**本年度の最低賃金の改定幅を超えて（82円以上）事業場内最低賃金**引き上げた場合の補助率及び補助上限を以下のとおり拡充します！

業務改善助成金（国）における対象経費支出額から助成金を除き、**2/3**を乗じた額と奨励金上限額（1,000,000円）を比較して、いずれか低い方の額を奨励金として支給します。
ただし、奨励金の額は国助成金額の範囲内に限ります。

② 社会保険労務士等への報酬費用分

報酬費用の10/10を100千円を上限に奨励金として支給します。

【申請書等提出期限】

- ①業務改善助成金交付決定報告書：令和8年1月30日
- ②業務改善奨励金申請書兼請求書：令和8年3月13日

- 【※1】①助成金交付決定報告書には国助成金交付決定通知書等、②奨励金申請書兼請求書には国助成金交付額確定通知書等の写しの添付がそれぞれ必要になります。受け取られた際は大切に保管してください。
- 【※2】②奨励金申請書兼請求書を提出する際は、引上げ前後の賃金額が記載された箇所（事業実施結果報告の賃金状況が記載された箇所等）に「原本に相違ない旨」を記載し、日付、代表者名を記入してください。

【問い合わせ先】

大分県商工観光労働部雇用労働室

TEL 097-506-3354・3353

8:30～17:15（月～金まで、土日・祝日は除く）

（大分市大手町3丁目1番1号 県庁本館7階）

各種支援制度の情報は
中小企業支援ポータル！

<https://olta-chusho.jp/>

※ポータルトップページの

「キーワード検索」に

「令和7年度 奨励金 お知らせ」と入力して検索！



業務改善助成金（厚生労働省）の活用

① 概要

- ・生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する厚生労働省の制度。
- ・補助率は、引上げ額・人数等に応じて**3/4～4/5**（上限額は30万～600万円）。

② 活用事例（厚生労働省ホームページ掲載の活用事例集から抜粋）

業 種	設備投資の内容	
製造業	調理器具類	原料充填機（ケーキ生地、ジャムなど）、食材カッター、食材皮剥き機、パン発酵機
	包装機	シュリンク包装機、菓子個包装機械
	冷凍・冷蔵庫類	冷凍庫、冷凍冷蔵庫
	その他	経理システム、工程管理システム、生産管理システム、フォークリフト、特種用途自動車類（それに準ずるもの含む。）、改修等によるレイアウト変更、ベルトコンベア、マシン
卸売業・小売業	POSレジシステム、自動釣銭機等	POSレジシステム、自動釣銭機
	フォークリフト・特殊用途自動車類（それに準ずるもの含む。）、改修等によるレイアウト変更、人材育成・教育訓練、真空包装機	フォークリフト・運搬用冷凍庫
	調理器具類	ミキサー、焙煎機、食品裁断機
	その他	食品卸売システム、会計・仕入・販売システム、顧客管理システム、受発注機能付きホームページ、経営コンサルタント、人材育成・教育訓練、真空包装機
宿泊業・飲食サービス業	調理器具類	スチームコンベクションオーブン、食材スライサー、業務用製氷機
	POSレジシステム、自動釣銭機等	POSレジシステム、自動釣銭機、券売機
	洗浄機（食器洗浄機）	食器洗浄機、全自動鉄板洗い機
	その他	管理システム、オーダーシステム、給与システム、業務用冷凍庫、業務用冷蔵庫、温蔵庫、改修等によるレイアウト変更、人材育成、ベルトコンベア
生活関連サービス業・娯楽業	美容器具・施術器具類	脱毛器、デジタルパーマスチーマー類、育毛器
	シャンプーユニット	シャンプーユニット（調節機能付き）
	洗濯機・乾燥機	業務用乾燥機、業務用洗濯乾燥機
	その他	経営ソフト、顧客管理システム、オーダーシステム、教育研修費用、集球設備（ゴルフ練習場）、平型包装機（クリーニング業）
医療・福祉	福祉車両	引上げリフト付き福祉車両、スロープ付き福祉車両、大人数送迎可能福祉車両
	歯科用チェアユニット	チェアユニット（清掃機能付など）
	施術ベッド・医療ベッド類	電動式ベッド（調節機能付）、ウォーターベッド型マッサージ器
	その他	受発注機能付きシステム、診療予約管理システム、食器洗浄機、治療器具洗浄機、POSレジシステム、自動釣銭機、レントゲン装置、CT設備、改修等におけるレイアウト変更

※原材料費の高騰などで利益率が3%ポイント以上低下している場合等には、以下の生産性向上に資する自動車やパソコン等が補助対象となる場合があります。

- ・乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車（特殊用途自動車を除く）
- ・パソコン、スマートフォン、タブレット等の端末及びその周辺機器（新規導入）



※上記のほかにも助成対象となる取組が多数ありますので、詳細については「業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）」にお問い合わせください。

活用事例①

賃上げを支える環境整備を後押し 国業務改善助成金 & 大分県業務改善奨励金 Wで支援 活用事例

高性能食器洗浄機への取り換え、ネギスライサーの導入による作業時間の短縮

背景

(従業員) 4人

(事業内容) 飲食店(うどんや)

(課題)

厨房で使用している食洗器の水圧が弱く、予洗いが必須であり、一連の工程に10分弱を要している。また、汚れが落ち切っていない食器は、取り出し後に手洗いが必要があり、1日計30分は追加の手洗いを要していた。

また、ネギを手切りしているため、90分かかっており、業務効率が悪かった。



取組の内容

高性能食器洗浄機への更新及びネギスライサーの導入により、生産性の向上を図る。

(設備投資の概要)

食器洗浄機更新 1,030,000円

ネギスライサー導入 170,000円

(経費)

対象経費 1,200,000円

(負担内訳)

国助成金 960,000円(80%)

県奨励金 120,000円(10%)

※通常枠

自己負担 120,000円(10%)

計 1,200,000円

※上記のほかに、書類作成費用192,000円
に対して県奨励金100,000円(上限)
支給あり

成果及び賃金引上げ実績

(成果)

高性能食器洗浄機への更新により、通常の洗浄のみで綺麗に仕上がるようになり、予洗いや洗浄後の追加洗いも不要となった。洗浄機の洗浄時間が80秒になり1日計約100分以上かかっていたが、60分未満に短縮された。予洗いや洗浄機の追加洗いなどに費やしていた時間を掃除や仕込みに回せるようになった。

また、ネギスライサー導入後は、ネギを手切りする必要がなくなり、作業時間は20分程度に短縮することができた。

(助成金の利用コース)

45円コース

(引上げ労働者数)

3人

(事業場内最低賃金)

910円から960円に引上げ

活用事例②

賃上げを支える環境整備を後押し 国業務改善助成金 & 大分県業務改善奨励金 Wで支援 活用事例

有料老人ホームへの見守り介護ロボットの導入による負担軽減と業務の効率化

背景

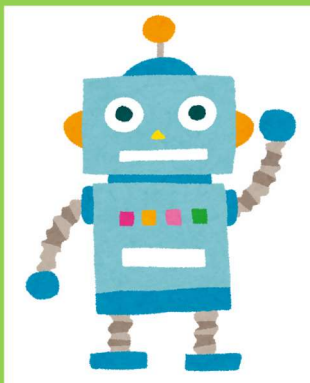
(従業員) 23人

(事業内容) 介護事業 (有料老人ホーム)

(課題)

介護職員が行う施設での夜間及び日中の巡回及び目視による見守り業務に、1人1回あたり1日20分程度要している。夜間は、2時間おきに3～4回巡回しており、時間的・身体的負担が大きかった。

業務効率が悪く、離職リスクも増大していた。



取組の内容

見守り介護ロボットの導入により、介護職員の負担軽減と業務の効率化を図る。

(設備投資の概要)

見守り介護ロボット 6,057,000円
設置工事等 1,639,000円

(経費)

対象経費 7,696,000円

(負担内訳)

国助成金 6,000,000円 (78%)
県奨励金 1,000,000円 (13%)
※重点枠
自己負担 1,696,000円 (22%)
計 7,696,000円

※上記のほかに、書類作成費用200,000円
に対して県奨励金100,000円 (上限)
支給あり

成果及び賃金引上げ実績

(成果)

施設内の各居室に設置した見守り介護ロボットが、入居者の動きや呼吸・心拍等のバイタルデータを常時モニタリングし、異常を検知した際には、介護職員及び調理職員等にいち早く伝達されるようになった。

これにより、1日当たり15分×3回＝45分の巡回が不要になるとともに、ロボットによる介護記録の自動化により、記録の作成・情報共有の迅速化が図られ、業務に効率化に繋がった。また、職員の身体的・心理的負担が軽減し、離職率の抑制と定着率の向上に繋がった。

(助成金の利用コース)

90円コース

(引上げ労働者数)

12人

(事業場内最低賃金)

960円から1,050円に引上げ

業務改善奨励金支給額算定例

①ー 1 通常枠の場合（対象経費750万円 国助成金補助率4/5として算定）

業務改善助成金【厚生労働省】 (600万円)	業務改善奨励金 【大分県】 (75万円)	事業者負担 (75万円)
---------------------------	----------------------------	-----------------

・ 補助率
設備投資費用から国助成金を除いた額の1/2

・ 上限額
75万円もしくは国助成金のいずれか低い額

①ー 2 重点枠の場合（対象経費750万円 国助成金補助率4/5として計算）

業務改善助成金【厚生労働省】 (600万円)	業務改善奨励金 【大分県】 (100万円)	事業者負担 (50万円)
---------------------------	-----------------------------	-----------------

・ 補助率
設備投資費用から国助成金を除いた額の2/3

・ 上限額
100万円もしくは国助成金のいずれか低い額